
若草六丁目町内自主防災会規則

平成26年3月22日（改正）

若草六丁目町内会

若草六丁目町内自主防災会規則

(名称)

第1条 この会の名称は、若草六丁目町内自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、住民がお互いに助け合い、自主的な防災活動を行うことで、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 防災計画の作成に関する事。
- (2) 防災に関する知識の普及と啓発に関する事。
- (3) 地震等による被害の予防に資するための地域の災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 防災資機材等の整備に関する事。
- (6) 地震等の発生時における情報の収集、伝達並びに出火防止、初期消火、救出、救護、給食、給水等応急対策に関する事。
- (7) 他組織との連携に関する事。
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

2 本会は、志津南小学校を避難箇所とする他の自主防災会と合同で活動を行うことができる。

(構成)

第4条 本会は、若草六丁目町内の全住民で構成する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 班長 8名

2 会長には町内会長、副会長には町内会副会長、班長には町内会班長が就く。

3 役員任期は町内会役員任期に連動する。

(役員職務)

第6条 役員職務はつぎのとおりとする。

-
- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括し、若草・岡本西ブロック自主防災連合会の「自主防災ブロック会議」の構成員となる。また、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。また、地震等の発生時における情報収集を行う。
 - (3) 班長は、地震等の発生時における避難誘導を行う。

(総会)

第7条 本会に総会を置き、次の事項を審議する。

- (1) 活動計画に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改定に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) その他本会が特に必要と認めたこと。

2 定時総会は年1回開催し、臨時総会は必要に応じて会長が招集する。なお、定時総会は、町内会定時総会をもって代えるものとする。

(経費)

第8条 本会の運営に必要な経費は、町内会の予算に定める。

(規約の改廃)

第9条 この規約の改廃は、総会の議決をもって行うことができる。

付則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

改正記録

平成24年3月18日

- ・「6丁目」を「六丁目」に変更
- ・まちづくり協議会への移行に伴い
防災部長および防災部長補佐を廃止
- ・字句の修正、追加、削除を実施

平成26年3月22日

- ・表紙表題の「規約」を「規則」に変更
- ・「地区内における」を「小学校を避難箇所とする」に変更
- ・第6条第1項に、「若草・岡本西ブロック自主防災・・・・・・構成員となる。」を追加

自主防災会組織図

